

# 第 1 章 基本的事項

この章では、計画改定の背景、計画改定について、計画の目的、位置づけ、対象とする範囲及び計画期間などを明らかにします。

## 1. 計画改定の背景

本市では、市民、市民団体、事業者（以下「各主体」という。）とのパートナーシップのもと、良好な環境の保全と創造を図り、将来にわたって持続可能な地域社会を築くことを目的として、八代市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第9条の規定に基づき、平成21年2月に「八代市環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定し、環境保全に関する施策を推進してきました。

環境基本計画の期間は平成21年度から平成30年度までの10年間としており、本市を取り巻く社会情勢の変化や、科学的知見の進展を踏まえ、概ね5年を目途として計画内容の点検・見直しを行うこととしています。

環境基本計画に基づいた環境保全に関する施策を推進する中、全国的には平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故を契機とした国によるエネルギー政策や地球温暖化対策の見直し、大陸由来と思われる微小粒子状物質（PM2.5）による大気環境への影響が新たな問題となっています。また、本市においても、全国初の本格的なダム撤去工事として多方面から注目を集めている、荒瀬ダムの撤去工事が平成24年9月に開始されていることや、市民生活に直結したごみ処理施設の能力低下に伴い、平成22年にごみ非常事態宣言を発令するなど、環境行政を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。さらに、環境基本計画の上位計画である八代市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）が、平成25年3月に策定されたことから、環境基本計画の見直しが必要となりました。

近年の国の動向としては、平成24年4月に第四次環境基本計画を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿を、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野が各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会とし、各政策が展開されています。

また、熊本県においても、平成23年3月に第三次熊本県環境基本指針及び第四次熊本県環境基本計画を策定し、快適な環境を保全・創造するために目指すべき姿を、①低炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全で快適な生活環境とし、各施策を展開しています。

こうした社会情勢の変化や国及び熊本県の環境施策の方向性等を踏まえ、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、各主体とのパートナーシップのもと、環境基本計画の見直しを行い、「八代市環境基本計画-改定版-」（以下「本計画」という。）として改定しました。

## 2. 計画改定について

### (1) 計画改定の基本的な考え方

計画期間の中間点での見直しであるため、骨格である環境像や環境目標については変更しないこととし、環境行政を取り巻く社会情勢の変化、平成24年度までの計画の進捗状況、環境に関する市民アンケート結果等を踏まえ、第4章に掲げている主体ごとの取組や、市の事業目標、数値目標、重点プロジェクトなどについて見直しを行いました。

### (2) 計画改定の方針

#### ◆上位計画などとの整合性◆

本市では、環境基本計画（平成21年2月）策定後、本計画の上位計画である後期基本計画が策定されています。今回の見直しでは、それらの上位計画や関連計画との整合を図りました。

#### ◆事業目標、数値目標の実効性ある設定◆

当初設定されていた事業目標や数値目標の中には、現在では国や熊本県によって取組が進められていない事業を基にしたものや、市の方針に転換があったエネルギー政策に関するものなど、現状には即さない目標が設定されており、また、ごみの減量化に関する項目などにおいて、成果がわかりにくい目標が設定されていました。今回の改定では、それぞれの目標を現状にあったもの、また、成果がわかりやすいものに再設定しました。

## 3. 計画の目的

本計画では、条例第3条に掲げる環境政策の理念を実現するために、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取り組むべき具体的施策を示すとともに、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項などを定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

#### ●環境政策の理念（環境基本条例第3条）

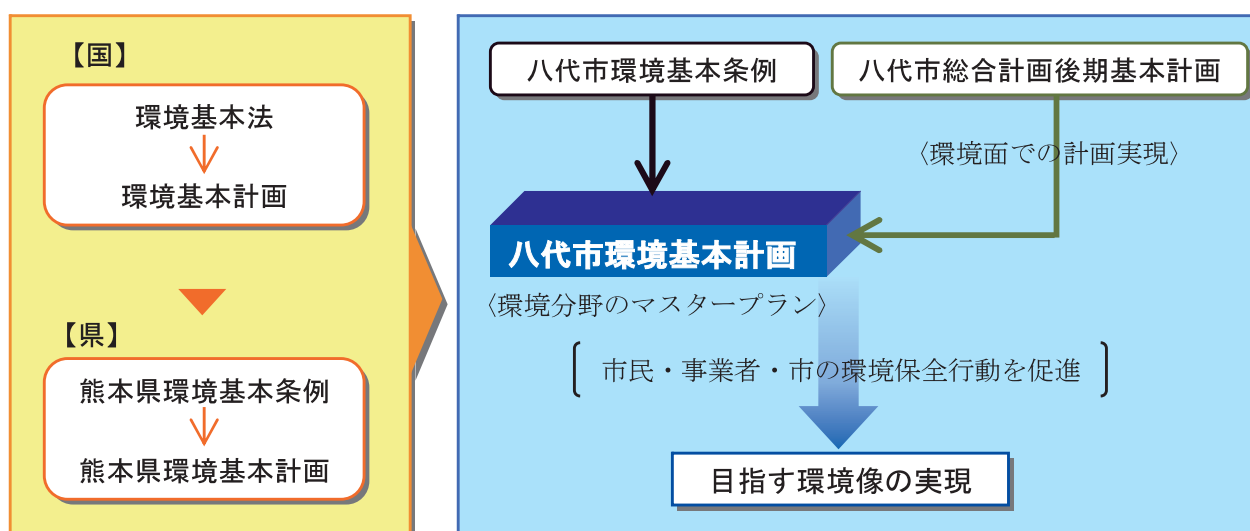
- 1) すべての環境資源の適正な保全と活用を図り、現在及び将来の市民が公平に良好な環境の恵沢を受けながら、継続して生活できるようにしなければならない。
- 2) 生態系への適切な配慮を行い、すべての生命が持続的に生存できる環境の確保に努め、人は自然と共生していかなければならない。
- 3) 地球市民という自覚のもとに、地球環境の保全に関する可能なあらゆる取組みを積極的かつ長期的に推進しなければならない。
- 4) 市、市民及び事業者は、それぞれの責務に合致した主体的な取組みと協働とによって、良好な環境を保全し、及び創造することに努めなければならない。

## 4. 計画の位置づけ

本計画は、後期基本計画を環境面から実現するための計画であるとともに、快適な環境の保全・創造を図るための施策の基本となる「環境分野のマスタープラン」として位置づけられます。

また、後述する環境像を実現するために、市民、事業者、市それぞれが取り組むべき事項を明らかにするとともに、各主体の活動を環境保全型へと誘導するための指針となるものです。

なお、本計画中の地球温暖化対策に係る部分については、各主体による温室効果ガスを削減するための活動指針として位置づけることとします。



## 5. 計画の対象

計画の対象地域は、八代市全域とし、市域で解決できない広域的な課題については、関係機関と連携して取り組みます。

また、本計画の対象とする環境の範囲は、山や川、海などの「自然環境」、大気や水、騒音、ごみ問題などの「生活環境・地域環境」、地球温暖化などの「地球環境」とし、さらにはこれらの環境を保全していくうえで重要な役割を担う“ひとづくり”に係る「環境教育・環境学習」を包含するものとします。

## 6. 計画の期間

平成 21 年度（西暦 2009 年度）から平成 30 年度（西暦 2018 年度）の 10 年間とします。なお、計画の中間達成状況の評価を行い、本市を取り巻く社会環境の変化や科学的知見の進展を踏まえ、平成 26 年度に改定を行いました。

## 7. 計画推進の主体及び役割

計画の推進主体は、市民（市民団体を含む）、事業者及び市です。それぞれが環境基本条例第4条から第6条に掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら計画を推進することとします。

### ●市民（市民団体を含む）、事業者及び市の責務

#### 【市民】（市民団体を含む）

1) 市民は、自らが環境に影響を及ぼしていることを深く認識し、その影響の低減が図られるような生活行動への変革に努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参加し、協力する責務を有する。

#### 【事業者】

1) 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずることによって公害を防止するとともに、市の環境施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

2) 事業者は、環境保全に係る法令等に違反しない場合においても、環境への負荷を更に低減するために必要な最善の努力をしなければならない。

#### 【市】

1) 市は、自然的社会的条件に応じて、長期的な視野に立った環境の保全及び創造に関する総合的な計画を策定し、これを実施する責務を有する。

2) 市は、前項の計画を策定し、これを実施するに当たっては、前条に定める環境政策の理念を基底とし、これを最大限に尊重しなければならない。

3) 市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

## 8. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

